

裾野市耐震改修促進計画（第3期・令和3年度～7年度）概要版

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

- 過去の大地震では、旧耐震基準で建てられた住宅や建築物の倒壊により、多くの尊い命が奪われている。大地震はいつでも起きてもおかしくない状況であり、住宅・建築物の耐震化の緊急性は一層高まっている。
- 市では、平成13年度からプロジェクト「TOUKAI-0」により木造住宅の耐震化に対して重点的に支援するとともに、平成19年3月に裾野市耐震改修促進計画の第1期計画（H19～H27）、平成28年4月に第2期計画（H28～R2）を策定し、耐震化率95%を目標に、住宅・建築物の耐震化に向けた各種施策に取り組んできた。
- 今般、第2期計画が令和2年度末で満了することから、令和3年度からの運用に向けて第3期計画を策定する。

(2) 計画の目的

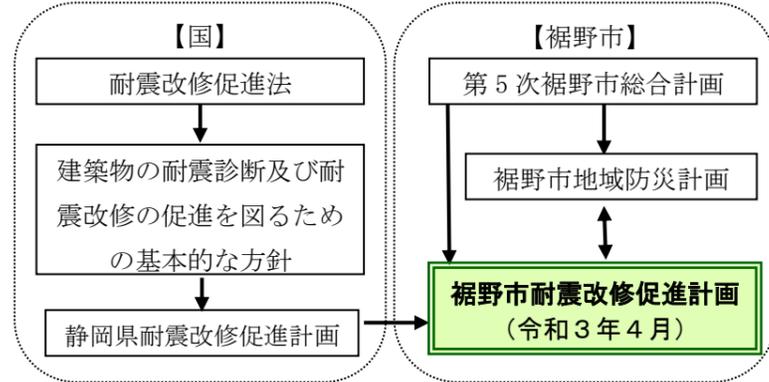
- 地震による建築物の倒壊等の被害から、一人でも多くの市民の命を守るため、市内の既存建築物の耐震診断及び耐震改修を効果的かつ効率的に促進することを目的とする。

(3) 計画の位置付け

- 耐震改修促進法に基づき国の基本方針、静岡県耐震改修促進計画を踏まえて作成するとともに、「裾野市総合計画」「裾野市地域防災計画」等との整合を図るものとする。

(4) 計画の期間

- 令和3年度から令和7年度までの5年間



2. 想定される地震の規模と被害の状況（静岡県第4次被害想定）

想定される最大クラスの地震 元禄型関東地震 (マグニチュード8.2程度)	想定される被害	建物被害（最大） 全壊・焼失棟数：約1,600棟	人的被害（最大） 死者数：約10人 重傷者：約100人 軽症者：約100人
--	---------	-----------------------------	--

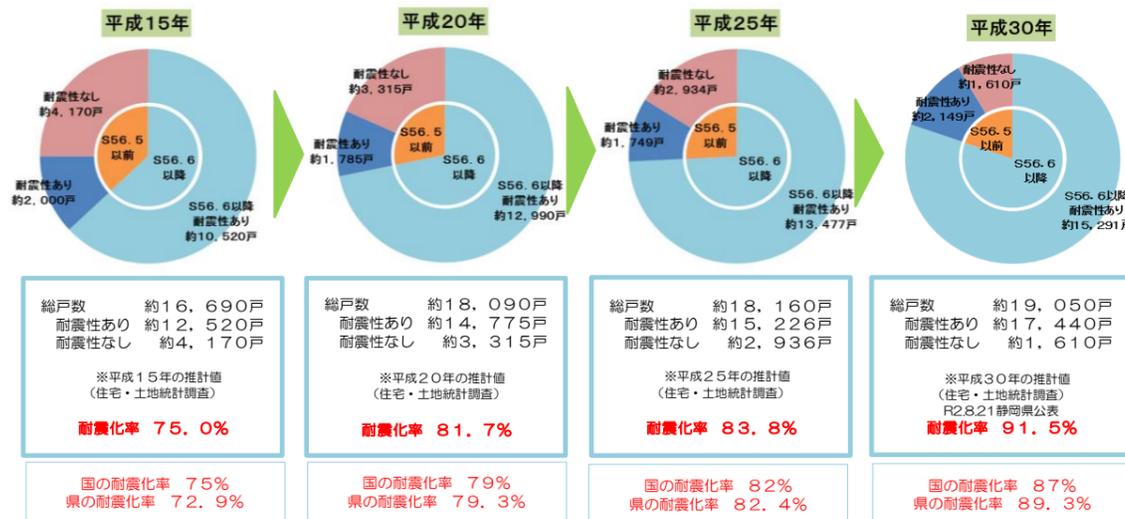
3. 基本方針

- 「建築物の耐震化」と「命を守る対策」を総合的に取り組むことによって、地震による建築物の倒壊等の被害から「一人でも多くの市民の命を守る」ことを基本方針として定める。

4. 耐震化の現状

(1) 住宅

市の住宅の耐震化の状況は、平成25年から平成30年で耐震化率83.8%から7.7%向上した。地震後の避難生活は在宅避難が基本であり、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所での3密対策も必要なことから、避難所への集中を抑制するためにも、引き続き耐震化を促進する必要がある。



(2) 多数の者が利用する特定建築物

- 令和2年度末目標である耐震化率95%に対し、耐震化の状況は95.5%である。想定される巨大地震による被害を軽減させるためには、減災効果の大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要がある。

5. 耐震化の目標

(1) 基本目標

- 地震による建築物の倒壊等の被害から一人でも多くの市民の命を守るため、耐震性が不十分な住宅のおおむね解消を目指す。

(2) 個別目標

建築物の用途	耐震化の現状				耐震化の目標(令和7年度末)	
	年度	総数	耐震性有	耐震化率	耐震化率	目標 戸数・棟数
住宅	H30(推計)	19,050戸	17,440戸	91.5%	95%	木造住宅耐震補強助成50戸

6. 耐震化の促進に向けた取組方針

基本的な取組方針

- 建築物の所有者等が地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。市はこうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備や、負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していく。

7. 耐震化を促進するための施策

施策内容	主な取組	継続
①耐震化の促進を図るための支援	・プロジェクト「TOUKAI-0」事業により耐震化を行う所有者へ助成	継続
②地震時の総合的な安全対策	・ブロック塀の安全対策、家具の転倒防止対策等を促進	継続
③地震時における道路の通行の確保	・指定道路の沿道建築物の耐震診断義務化による耐震化の促進	継続

8. 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

施策内容	主な取組	継続	強化
①ハザードマップの周知と活用	・裾野市防災ハザードマップを周知	継続	
②相談体制の整備・情報の充実	・市に設置されている相談窓口として、各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に対応	継続	
③パンフレット等の作成と活用	・新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所での3密対策が必要なことから、今後は、自宅避難の重要性を周知するチラシを作成		強化
④リフォームにあわせた耐震改修の誘導	・リフォーム事業者や不動産仲介業者等に耐震化の必要性と補助制度を周知し、住宅リフォームとあわせた耐震改修の実施を促進		強化
⑤自主防災組織・地域住民との連携	・自主防災組織の活動を通じた地域からの働きかけを実施		強化
⑥所有者の状況を踏まえた啓発	・DMや戸別訪問により、所有者の状況を把握し、実情に合わせた対策を建物所有者等に提案する		強化
⑦静岡県との連携	・「静岡県建築行政連絡会議」内に設置した「耐震改修部会」を活用し、既存建築物の地震対策について意見交換及び情報交換に努め、静岡県（特定行政庁）と連携を図りながら、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。		継続
⑧建築関係団体との連携	・静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会等と更なる連携を図り、市民への相談業務に加え、建築物所有者に啓発を行う		強化